

別記第46号の2の8様式(第33条の3の6関係)

(熊本県 広域本部分)

熊本県自動車税事務所長 様				所有権留保付自動車に係る買主の住所等に関する報告書				年	月	日
自動車の売主 住所又は所在地 氏名又は名称 印										
熊本県条例第106条の2の規定により請求のありました所有権を留保している自動車の買主の住所等について次のとおり報告します。										
区分 番号	登録 番号	氏名又は名称	請求の 理由	買主の氏名又は名称 (TEL.)		買主の勤務先、事業所等の 名称 (TEL.)		賦払金の 支払場所	所有権を 買主 へ移転する旨 の通知の 有無	自動車 の占有 の有無
	整理 番号	住所又は所在地		買主の住所又は所在地	所在地	買主の勤務先、事業所等の 所在地				
1									有・無	有・無
2									有・無	有・無
3									有・無	有・無
11									有・無	有・無
12									有・無	有・無

- 1 売渡代金が完済の場合は、その旨を「賦払金の支払場所」欄に記載してください。
- 2 請求の理由の欄の記号は、次に掲げる理由のうち該当するものを記入してください。
ア 転居先不明 イ 宛先に尋ねあたらぬ。ウ 宛名不完全

別記第46号の3様式を次のように改める。
別記第46号の3様式（第33条の3の7関係）

					決裁	年	月	日
					通知	年	月	日
					整理番号			

次のとおり免除してよろしいか伺います。

自動車税種別割第2次納税義務免除申告書

年 月 日

熊本県自動車税事務所長様

申告者 住所（所在地）

氏名又は名称

印

個人番号又は法人番号
（右詰で記載）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

熊本県税条例第107条の2第3項の規定により、次のとおり自動車税種別割の第2次納税義務免除を申告します。

登録番号	種 類	用 途	車 名	型 式	車台番号
------	-----	-----	-----	-----	------

売 主	住 所 (所在地)				
	氏名又は 名 称				
買 主	住 所 (所在地)				
	氏名又は 名 称				

定 置 場	
自 動 車 の 売 渡 金 額	
売渡金額のうち受け取ることができなくなった金額	
免 除 申 告 事 由	

添付書類	1 売買契約書	2 自動車の所在調査書の写し
	3 自動車代金払込報告書の 配達証明又は内容証明	4 貸倒損失を証する記録の写し又は 手形の不渡りを証する書面

事由発生年月日	年 月 日
---------	-------

別記第47号様式を次のように改める。
別記第47号様式(第34条関係)

自動車税種別割減免申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
個人番号又は法人番号
(右詰で記載)

印

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

熊本県税条例第109条第3項の規定により、次の自動車に係る自動車税種別割の減免を申請します。

登録番号	登 録 日 年 月 日	賦 課 年 度	納 税 者 番 号	乗 車 定 員 最大積載量	総排気量	所有者氏名 又は名称	使用者氏名 又は名称

- | | | |
|----------------------|---------------------------------------|--------------------|
| 減免を受
けようと
する理由 | 1 公用又は公共用 | (県税条例第109条第1項第1号) |
| | 2 学生、生徒の教育、練習用 | (県税条例第109条第1項第2号) |
| | 3 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は
保育所の幼児又は児童の送迎用 | (県税条例第109条第1項第3号) |
| | 4 公益財団法人結核予防会のレントゲン車 | (県税条例第109条第1項第4号) |
| | 5 公的医療機関の救急自動車又は巡回診療車 | (県税条例第109条第1項第7号) |
| | 6 中古商品自動車 | (県税条例第109条第1項第9号) |
| | 7 その他 | (県税条例第109条第1項第10号) |

(注) 1 「登録番号」欄等各欄の記載事項は、熊本運輸支局の自動車登録ファイルに登載された事項と一致させてください。
2 指定自動車教習所にあつては、公安委員会に申請した書類の写しを添付してください。

別記第47号の2の3様式(表)中「自動車税減免申請書」を「自動車税種別割減免申請書」に、「申請書 住所又は所在地」を「申請者 住所又は所在地」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に、「km」を「キロ」に改め、同様式(裏)(備考)中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同様式(裏)(備考)第6号中「自動車税」を「自動車税種別割」に、「順次4」を「順次3」に改め、同号を同様式(裏)(備考)第5号とし、同様式(裏)(備考)中第7号を第6号とする。

別記第53号様式を次のように改める。

別記第53号様式(第39条の2の3関係)



別記第53号の3様式を次のように改める。

(表)

県 税		領 収 書	
口座 番号	加入 者	熊本県指定金融機関 肥後銀行 支店	熊本県指定金融機関 肥後銀行 支店
熊本県自動車税事務所会計職員 様			
年度		一 般 会 計	
(款) 県 税	(項) 環境性能割		
(目) 証紙収入	(節) 証 紙 収 入		
金額	億	千	百
	十	万	十
	百	千	円
年	月	日	からの収入金
	月	日	日まで
上記の金額領収しました。			
		領収日付印	
熊本県自動車税事務所所管			

県 税		払 込 書	
口座 番号	加入 者	熊本県指定金融機関 肥後銀行 支店	熊本県指定金融機関 肥後銀行 支店
熊本県自動車税事務所会計職員 印			
年度		一 般 会 計	
(款) 県 税	(項) 環境性能割		
(目) 証紙収入	(節) 証 紙 収 入		
金額	億	千	百
	十	万	十
	百	千	円
上記の金額を払い込みます。			
日	口 数	金 額	領収日付印
計			
熊本県自動車税事務所所管			

県 税		領 収 通 知 書	
口座 番号	加入 者	熊本県指定金融機関 肥後銀行 支店	熊本県指定金融機関 肥後銀行 支店
熊本県自動車税事務所会計職員			
年度		一 般 会 計	
(款) 県 税	(項) 環境性能割		
(目) 証紙収入	(節) 証 紙 収 入		
金額	億	千	百
	十	万	十
	百	千	円
年	月	日	からの収入金
	月	日	日まで
上記の金額は領収済ですから通知します。 熊本県自動車税事務所委任出納員様			
指定金融機関印	取りまとめ局	領収日付印	
	局	局	
熊本県自動車税事務所所管			

受付局保存(3年)

取りまとめ局→指定金融機関

(裏)

払込みの内訳			
区 分	件数	金 額	
環境性能割			
種 別 割			
計			

払込みの内訳			
区 分	件数	金 額	
環境性能割			
種 別 割			
計			

別記第57号様式を次のように改める。
別記第57号様式(第39条の7関係)

熊
本
県
自
動
車
税

種 環
別 境
割 性
能
割

取 証
扱 紙
所 代
金 収
納 計
器

別記第62号様式(表)を次のように改める。

別記第62号様式(第39条の10関係)

(表)

県税証紙	領 納	付 書	領 収 通 知 書	領 取	証 書
取扱人 住所 氏名	取扱人 住所 氏名	取扱人 住所 氏名	取扱人 住所 氏名	取扱人 住所 氏名	取扱人 住所 氏名
年度	年度	年度	年度	年度	年度
一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計
(款) 県 税 (項) 環 境 性 能 割	(款) 県 税 (項) 環 境 性 能 割	(款) 県 税 (項) 環 境 性 能 割	(款) 県 税 (項) 環 境 性 能 割	(款) 県 税 (項) 環 境 性 能 割	(款) 県 税 (項) 環 境 性 能 割
(目) 証紙収入 (節) 証 紙 収 入	(目) 証紙収入 (節) 証 紙 収 入	(目) 証紙収入 (節) 証 紙 収 入	(目) 証紙収入 (節) 証 紙 収 入	(目) 証紙収入 (節) 証 紙 収 入	(目) 証紙収入 (節) 証 紙 収 入
金額	金額	金額	金額	金額	金額
億 千 百 十 万 千 百 十 円	億 千 百 十 万 千 百 十 円	億 千 百 十 万 千 百 十 円	億 千 百 十 万 千 百 十 円	億 千 百 十 万 千 百 十 円	億 千 百 十 万 千 百 十 円
ただし始動票札買受け代金 上記の金額を納付します。	ただし始動票札買受け代金 上記の金額を納付します。	ただし始動票札買受け代金 上記の金額を納付します。	ただし始動票札買受け代金 上記の金額を領取しましたから通知しま す。	ただし始動票札買受け代金 上記の金額を領取しました。	ただし始動票札買受け代金 上記の金額を領取しました。
年 月 日					
領収日付印	領収日付印	領収日付印	領収日付印	領収日付印	領収日付印
	熊本県自動車税事務所 委任出納員様	熊本県自動車税事務所	熊本県指定金融機関 株式会社 肥後銀行	熊本県指定金融機関 株式会社 肥後銀行	
	熊本県自動車税事務所所管	熊本県自動車税事務所所管	熊本県自動車税事務所所管	熊本県自動車税事務所所管	熊本県自動車税事務所所管

別記第67号様式を次のように改める。
 別記第67号様式(第39条の14関係)

自動車税証紙徴収報告書

区分		環境性能割		種別割		合計	
		本月分	累計	本月分	累計	本月分	累計
申告額	件数						
	税額						
徴収額	計器分	件数					
		税額					
	現金分	件数					
		税額					
徴収額 合計	件数						
	税額						
差引額	件数						
	税額						

上記のとおり報告します。

熊本県総務部長 様

年 月 日

熊本県自動車税事務所長

印

別記第67号様式の次に次の1様式を加える。

別記第68号様式(附則第3項関係)

(表)

<table border="1"> <tr><td colspan="2">県税証紙</td></tr> </table>		県税証紙		<table border="1"> <tr><td colspan="2">納付書</td></tr> </table>		納付書		<table border="1"> <tr><td colspan="2">領収済通知書</td></tr> </table>		領収済通知書		<table border="1"> <tr><td colspan="2">領収証</td></tr> </table>		領収証																																									
県税証紙																																																							
納付書																																																							
領収済通知書																																																							
領収証																																																							
<table border="1"> <tr><td colspan="2">取扱人</td></tr> <tr><td colspan="2">住所氏名</td></tr> <tr> <td>年度</td> <td>70歳入歳出外現金</td> </tr> <tr> <td>(款)23 軽自動車税環境性能割</td> <td>(項)23 軽自動車税環境性能割</td> </tr> <tr> <td>(目)23 軽自動車税環境性能割</td> <td>(節)70 歳入歳出外現金</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>億 千 百 十 万 千 百 十 円</td> </tr> </table>		取扱人		住所氏名		年度	70歳入歳出外現金	(款)23 軽自動車税環境性能割	(項)23 軽自動車税環境性能割	(目)23 軽自動車税環境性能割	(節)70 歳入歳出外現金	金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	<table border="1"> <tr><td colspan="2">取扱人</td></tr> <tr><td colspan="2">住所氏名</td></tr> <tr> <td>年度</td> <td>70歳入歳出外現金</td> </tr> <tr> <td>(款)23 軽自動車税環境性能割</td> <td>(項)23 軽自動車税環境性能割</td> </tr> <tr> <td>(目)23 軽自動車税環境性能割</td> <td>(節)70 歳入歳出外現金</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>億 千 百 十 万 千 百 十 円</td> </tr> </table>		取扱人		住所氏名		年度	70歳入歳出外現金	(款)23 軽自動車税環境性能割	(項)23 軽自動車税環境性能割	(目)23 軽自動車税環境性能割	(節)70 歳入歳出外現金	金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	<table border="1"> <tr><td colspan="2">取扱人</td></tr> <tr><td colspan="2">住所氏名</td></tr> <tr> <td>年度</td> <td>70歳入歳出外現金</td> </tr> <tr> <td>(款)23 軽自動車税環境性能割</td> <td>(項)23 軽自動車税環境性能割</td> </tr> <tr> <td>(目)23 軽自動車税環境性能割</td> <td>(節)70 歳入歳出外現金</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>億 千 百 十 万 千 百 十 円</td> </tr> </table>		取扱人		住所氏名		年度	70歳入歳出外現金	(款)23 軽自動車税環境性能割	(項)23 軽自動車税環境性能割	(目)23 軽自動車税環境性能割	(節)70 歳入歳出外現金	金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	<table border="1"> <tr><td colspan="2">取扱人</td></tr> <tr><td colspan="2">住所氏名</td></tr> <tr> <td>年度</td> <td>70歳入歳出外現金</td> </tr> <tr> <td>(款)23 軽自動車税環境性能割</td> <td>(項)23 軽自動車税環境性能割</td> </tr> <tr> <td>(目)23 軽自動車税環境性能割</td> <td>(節)70 歳入歳出外現金</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>億 千 百 十 万 千 百 十 円</td> </tr> </table>		取扱人		住所氏名		年度	70歳入歳出外現金	(款)23 軽自動車税環境性能割	(項)23 軽自動車税環境性能割	(目)23 軽自動車税環境性能割	(節)70 歳入歳出外現金	金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円
取扱人																																																							
住所氏名																																																							
年度	70歳入歳出外現金																																																						
(款)23 軽自動車税環境性能割	(項)23 軽自動車税環境性能割																																																						
(目)23 軽自動車税環境性能割	(節)70 歳入歳出外現金																																																						
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円																																																						
取扱人																																																							
住所氏名																																																							
年度	70歳入歳出外現金																																																						
(款)23 軽自動車税環境性能割	(項)23 軽自動車税環境性能割																																																						
(目)23 軽自動車税環境性能割	(節)70 歳入歳出外現金																																																						
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円																																																						
取扱人																																																							
住所氏名																																																							
年度	70歳入歳出外現金																																																						
(款)23 軽自動車税環境性能割	(項)23 軽自動車税環境性能割																																																						
(目)23 軽自動車税環境性能割	(節)70 歳入歳出外現金																																																						
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円																																																						
取扱人																																																							
住所氏名																																																							
年度	70歳入歳出外現金																																																						
(款)23 軽自動車税環境性能割	(項)23 軽自動車税環境性能割																																																						
(目)23 軽自動車税環境性能割	(節)70 歳入歳出外現金																																																						
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円																																																						
<p>ただし始動票札買受け代金 上記の金額を納付します。</p> <p>年 月 日</p>		<p>ただし始動票札買受け代金 上記の金額を領収しましたから通知しま す。</p> <p>熊本県指定金融機関 株式会社 肥後銀行</p>		<p>ただし始動票札買受け代金 上記の金額を領収しました。</p> <p>熊本県指定金融機関 株式会社 肥後銀行</p>		<p>ただし始動票札買受け代金 上記の金額を領収しました。</p> <p>熊本県指定金融機関 株式会社 肥後銀行</p>																																																	
<table border="1"> <tr><td colspan="2">領収日付印</td></tr> </table>		領収日付印		<table border="1"> <tr><td colspan="2">領収日付印</td></tr> </table>		領収日付印		<table border="1"> <tr><td colspan="2">領収日付印</td></tr> </table>		領収日付印		<table border="1"> <tr><td colspan="2">領収日付印</td></tr> </table>		領収日付印																																									
領収日付印																																																							
領収日付印																																																							
領収日付印																																																							
領収日付印																																																							
熊本県自動車税事務所所管		熊本県自動車税事務所 委任出納員様		熊本県自動車税事務所所管		熊本県自動車税事務所所管																																																	

(裏)

始動票札買受け代金納付内訳		始動票札の額面		A	円
月分 誤表示金額		B			円
差引取扱金額 (A - B)		C			円
取 扱	$\frac{8}{1000}$ 分	D			円
	$\frac{3}{1000}$ 分	E			円
手 数 料	(D + E) に対する 消費税及び地方消費 税の相当額		F		円
合 計		(D+E+F)			円
納付金額		C - (D+E+F)			円

始動票札買受け代金納付内訳		始動票札の額面		A	円
月分 誤表示金額		B			円
差引取扱金額 (A - B)		C			円
取 扱	$\frac{8}{1000}$ 分	D			円
	$\frac{3}{1000}$ 分	E			円
手 数 料	(D + E) に対する 消費税及び地方消費 税の相当額		F		円
合 計		(D+E+F)			円
納付金額		C - (D+E+F)			円

領 収 証
上記の取扱手数料及び誤表示に係る金
額を受領しました。
年 月 日
熊本県自動車税事務所 出納員様
取扱人 住所 氏名 印

(熊本県税災害減免条例施行規則の一部改正)
 第3条 熊本県税災害減免条例施行規則(昭和38年熊本県規則第27号)の一部を次のように改正する。
 第4条第1項中「自動車取得税及び」を削る。
 別記第2号の2様式を次のように改める。

別記第2号の2様式(第4条関係)

災害免除申請書(自動車税環境性能割)

年 月 日

熊本県知事 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称 印

電話番号(- -)

個人番号又は法人番号
(右詰で記載)

熊本県税災害減免条例第7条の規定により代替自動車の自動車税環境性能割の免除を申請します。					

(代替自動車:被災自動車に代わり取得した自動車)

登録番号		用途	乗用・貨物	区分	自家用・営業用
納税義務者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
取得(登録)年月日	年 月 日	減免を受けようとする環境性能割額	円		

(被災自動車:被災により被害のあった自動車)

登録番号		用途	乗用・貨物	区分	自家用・営業用
納税義務者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
被災年月日	被災場所				
抹消登録	永久抹消	一時抹消 (解体済)	一時抹消 (解体未済)	その他	

(注)「被災場所」の欄には、災害時に自動車を駐車していた場所を明記してください。

別記第3号様式中「災害減免申請書(自動車税)」を「災害減免申請書(自動車税種別割)」に、「申請人」を「申請者」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改め、同様式(注)中「下さい」を「ください」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条中第11条の10、第12条及び第14条第1項並びに別記第19号の8様式、別記第20号様式、別記第21号の2様式及び別記第22号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に改正前の熊本県税条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県税条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

3 令和元年度以前の年度分の熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成31年熊本県条例第12号)第1条の規定による改正後の別記第3号の4様式(表2)並びに別記第28号様式(その3)及び同様式(その4)の規定の適用については、これらの規定中「自動車税種別割納税証明書」とあるのは「令和元年度以前の年度分の旧自動車税(熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成31年熊本県条例第12号)第1条の規定による改正前の熊本県税条例に規定する自動車税をいう。)又は自動車税種別割納税証明書」と、「自動車税種別割の」とあるのは「令和元年度以前の年度分の旧自動車税(熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例第1条の規定による改正前の熊本県税条例に規定する自動車税をいう。)又は自動車税種別割の」とする。

訓 令

熊本県訓令第6号

本庁各部(公室・局)課(グループ)

各 地 方 出 先 機 関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

熊本県税事務取扱規程(昭和47年熊本県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「第65条」を「第70条」に、「第7節 自動車取得税(第66条—第70条) 第7節の2 軽油引取税(第71条—第78

条の16)」を「第7節 軽油引取税(第71条—第78条の16)」に改める。

第5条第1項中「第15条第1項」の次に「及び第2項」を加え、同条第2項中「第15条第2項」を「第15条第3項」に改める。

第12条中「調整日」を「調製日」に、「調整し」を「調製し」に改める。

第15条第4項中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割(以下「環境性能割」という。)」に改める。

第33条第2項中「法人事業税・地方法人特別税申告納付期限延長承認通知書」を「法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税申告納付期限延長承認通知書」に改める。

第36条中「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税更正・決定決議書」を「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税更正・決定決議書」に、「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税更正・決定通知書」を「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税更正・決定通知書」に改める。

第2章第7節の節名を削る。

第61条から第70条までを次のように改める。

第61条から第70条まで 削除

第2章中第7節の2を第7節とする。

第79条及び第80条を次のように改める。

(自動車税申告書及び報告書の取扱い)

第79条 自動車税事務所長は、自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)(省令第16号の43様式。以下この条から第80条の2までにおいて「申告書」という。)の提出があったときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条、第12条又は第13条に規定する自動車の登録申請書（以下この条において「登録申請書」という。）の提示を求め、申告書の記載事項と照合すること。
- (2) 課税すべき環境性能割及び自動車税種別割（以下「種別割」という。）の課税標準額、税額その他の必要な事項を申告書に補記すること。
- (3) 申告書の税額の合計欄に記載した金額と条例第100条の6第1項本文及び第105条第4項本文の規定により表示された収納印の額面金額を照合すること。
- (4) 第1号及び前号の規定により照合した結果、符合しないものがあるときは、申告者に申告書の補正を行わせること。
- (5) 第1号及び第3号の規定による照合又は前号の規定による補正の結果、符合するときは、申告書及び登録申請書に受付印（別記第64号様式）を押印すること。
- (6) 条例第100条の6第1項ただし書及び第105条第4項ただし書の規定により現金の納付を受けたときは、第3号に規定する処理に代えて、申告書に納税済印（規則別記第53号の2様式）を押印すること。

2 自動車税事務所長は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書の提出があったときは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 課税すべき環境性能割及び種別割の課税標準額、税額その他の必要な事項を審査すること。
- (2) 前号に規定する事項に誤りがあったときは、申告者に申告書の補正を行わせること。
- (3) 第1号の規定による審査又は前号の規定による補正の結果適当と認めるときは、申告者に対して納付情報を通知すること。

（譲渡担保財産取得申告書の取扱い）

第80条 自動車税事務所長は、譲渡担保財産（自動車）取得申告書（兼徴収猶予申請書）（規則別記第46号の2様式）の提出があったときは、申告書と照合し、自動車税環境性能割徴収猶予承認・不承認決議書（別記第65号様式）により処理するものとする。

2 自動車税事務所長は、前項の規定による処理により自動車税環境性能割徴収猶予承認・不承認通知書（別記第66号様式）を作成し、申告者に通知するものとする。

3 自動車税事務所長は、法第164条第4項本文の規定により徴収猶予の取消しをするときは、自動車税環境性能割徴収猶予取消決議書（別記第66号の2様式）により決議の上、自動車税環境性能割徴収猶予取消通知書（別記第66号の3様式）により申告者に通知するものとする。

第80条の次に次の2条を加える。

（環境性能割の納税義務免除）

第80条の2 自動車税事務所長は、自動車税環境性能割免除・還付申請書（返還）（規則別記第46号の2の3様式）の提出があったときは、申告書と照合し、自動車税環境性能割納税義務免除承認・不承認決議書（別記第66号の4様式）により決議の上、自動車税環境性能割納税義務免除承認・不承認通知書（別記第66号の5様式）により申請者に通知するものとする。

（環境性能割の調定の手続）

第80条の3 自動車税事務所長は、証紙徴収の方法により徴収する環境性能割については、自動車税証紙徴収日計表（別記第66号の6様式）及び調定伺（別記第5号様式）により、毎月末日現在において行うものとする。

第81条の見出しを「（種別割の調定の手続）」に改め、同条第1項中「自動車税で」を「種別割で」に、「規定する」を「定める」に、「自動車税調定兼納税通知書発付決議書」を「自動車税種別割調定兼納税通知書発付決議書」に改め、同項各号中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「自動車税に」を「種別割に」に、「自動車取得税、自動車税証紙徴収日計表（別記第45号様式）」を「自動車税証紙徴収日計表（別記第66号の6様式）」に改める。

第81条の次に次の1条を加える。

（更正・決定の手続）

第81条の2 環境性能割の更正又は決定は、自動車税環境性能割更正・決定決議書（別記第66号の7様式）により行い、自動車税環境性能割更正・決定通知書（規則別記第

14号の2の4様式)により納税義務者に通知し、普通徴収の方法により徴収するものとする。

第82条中「自動車税納税通知書」を「自動車税種別割納税通知書」に改める。

第84条中「自動車税」を「種別割」に改める。

第144条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税の」を「種別割の」に改める。

別表第1中「調整日」を「調製日」に改め、同表県央広域本部長の項及び課税地を管轄する広域本部長の項中「調整日」を「調製日」に改め、同表自動車税事務所長の項中「自動車取得税」を「環境性能割」に、「調整日」を「調製日」に改め、同表広域本部長等の項中「調整日」を「調製日」に改める。

別記第5号様式中「第15条」の次に「、第80条の3」を加える。

別記第14号様式中「法人事業税・地方法人特別税申告納付期限延長承認通知書」を「法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税申告納付期限延長承認通知書」に改める。

別記第16号様式を次のように改める。

別記第16号様式(第36条関係)

決							
裁							

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 更正・決定決議書

起 案 日 年 月 日

決 裁 日 年 月 日

通知(予定)日 年 月 日

地方税法第55条第 項又は同法第72条 第 項及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条又は地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により次のとおり更正・決定し、通知してよろしいか。

納税者番号		事業年度(連結事業年度)・計算期間	年 月 日から 年 月 日まで
-------	--	-------------------	-----------------

法人所在地	
法人名	

法 人 県 民 税 (単位:円)

区 分	今回の更正・決定額			既 確 定 額		差引過不足税額
	課税標準額	税率(%)	税 額	課税標準額	税 額	
法人税割	利子割額			利子割額		
	差引法人税割額			差引法人税割額		
均 等 割						
計						
この更正・決定により納付すべき県民税額						

法 人 事 業 税 (単位:円)

区 分	今回の更正・決定額			既 確 定 額		差引過不足税額
	課税標準額	税率(%)	税 額	課税標準額	税 額	
所得割 (特定信託所得割)	年 万円以下の金額					
	年 万円を超え 万円以下の金額					
	年 万円を超える金額					
	計					
	軽減税率不適用法人の金額					
付加価値割						
資本割						
収入割						
合計事業税額						
					端数処理後の事業税額	

特 別 法 人 事 業 税 又 は 地 方 法 人 特 別 税 (単位:円)

区 分	今回の更正・決定額			既 確 定 額		差引過不足税額
	課税標準額	税率(%)	税 額	課税標準額	税 額	
所得割に係る額						
収入割に係る額						
計						
					端数処理後の特別法人事業税額又は地方法人特別税額	

加算金	区 分	対 応 税 額	税率(%)	加 算 金 額	既 納 付 確 定 額	増 減 額
		過 少 申 告 (加重対象分)				
	不 申 告 重					

増減額の内訳	区 分	法 人 事 業 税	特 別 法 人 事 業 税 又 は 地 方 法 人 特 別 税
	過少申告		
	不申告重		

指定納期限	年 月 日	この更正・決定により納付すべき事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税及び加算金の合計額
-------	-------	--

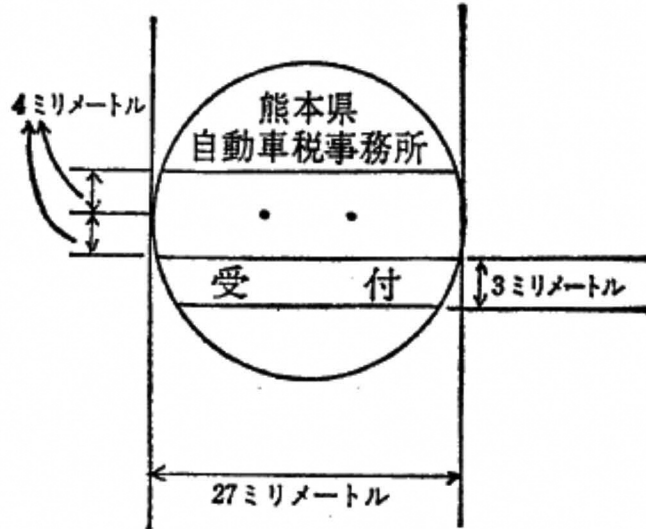
この更正・決定の理由

備考

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第38号様式から別記第46号様式までを次のように改める。
別記第38号様式から別記第46号様式まで 削除
別記第64号様式及び別記第65号様式を次のように改める。

別記第64号様式(第79条関係)



別記第65号様式(第80条関係)

自動車税環境性能割徴収猶予承認・不承認決議書						
起 案						
決 裁						
施 行						
取 得 者	住所又は所在地					
	氏名又は名称					
登録番号	登録年月日	車台番号	車名	年 型 式 式	譲 渡 し た 者	
区 分	課税標準額	税 額		合 計 金 額		
既 決 定 分						
免 除 承 認 額 徴収猶予不承認						
備 考	担 保 設 定 年 月 日					
	弁 済 予 定 年 月 日					
	徴 収 猶 予 期 限					
	設 定 者 (住所又は所在地及び氏名又は名称)					
備 考						

別記第66号様式を次のように改める。

別記第66号様式(第80条関係)

自動車税環境性能割徴収猶予承認・不承認通知書			
住所又は所在地		第 号 年 月 日	
氏名又は名称		様 熊本県自動車税事務所長 印	
登録番号	登録年月日	車台番号	車名
取得(登録)年月日	年 月 日		
徴収猶予承認・不承認額			
徴収猶予期限	年 月 日		
不承認の理由			
備考			
年 月 日に申請のあった自動車税環境性能割の徴収猶予については、上記のとおり徴収猶予を承認する(しない)こととしましたので、通知します。			
教示	1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。 なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、熊本県自動車税事務所を経由して提出することができます。 2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		

別記第66号様式の次に次の6様式を加える。
別記第66号の2様式(第80条関係)

自動車税環境性能割徴収猶予取消決議書					
起	案				
決	裁				
施	行				
納 税 者 (取 得 者)	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
登録番号	登録年月日	車台番号	車 名	年 型	式 式
徴収猶予通知年月日					
徴 収 猶 予 期 限					
徴 収 猶 予 税 額					
徴収猶予取消税額					
取 消 し の 理 由					
備					
考					

別記第66号の3様式(第80条関係)

自動車税環境性能割徴収猶予取消通知書			
住所又は所在地		第 号 年 月 日	
氏名又は名称		様 熊本県自動車税事務所長 印	
登録番号	登録年月日	車台番号	車名
徴収猶予通知年月日			
徴収猶予税額			
徴収猶予取消税額			
理 由			
備 考			
<p>地方税法第164条第4項本文の規定により、上記のとおり徴収猶予を取り消すことと しましたので直ちに納付してください。</p>			
教 示	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。 なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、熊本県自動車税事務所を経由して提出することができます。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		

別記第66号の4様式(第80条の2関係)

自動車税環境性能割納税義務免除承認・不承認決議書						
起 案						
決 裁						
施 行						
取 得 者	住所又は所在地					
	氏名又は名称					
登録番号	登録年月日	車台番号	車 名	年 型	式 式	
区 分	課税標準額	税 額		合計金額		
申告納付額						
免除承認額 不承認額						
自動車の取得年月日						
自動車の返還年月日						
返 還 を 受 け た 者 販 売 業 者						
備 考						

別記第66号の5様式(第80条の2関係)

自動車税環境性能割納税義務免除承認・不承認通知書			
住所又は所在地 氏名又は名称		第 号 年 月 日 熊本県自動車税事務所長 印	
登録番号	登録年月日	車 台 番 号	車 名
申告税額			
免除額			
納付すべき税額			
不承認の理由			
備考			
年 月 日に申請のあった自動車税環境性能割の納税義務の免除については、上記のとおり承認する(しない)こととしましたので通知します。			
教 示	1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。 なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、熊本県自動車税事務所を經由して提出することができます。 2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		

別記第66号の6様式(第80条の3、第81条関係)

自動車税証紙徴収日計表

決裁					

年	月	日
---	---	---

区 分		税 額	件 数
環境性能割	申告額		
	徴収額	計器分	
		現金分	
	差引額		
種別割	申告額		
	徴収額	計器分	
		現金分	
	差引額		
合計	申告額		
	徴収額	計器分	
		現金分	
	差引額		

参考

環境性能割 軽自動車税	申告額		
	徴収額	計器分	
		現金分	
	差引額		
総 計			
		取扱者	印

別記第66号の7様式(第81条の2関係)

						調査者	年 月 日起案
							年 月 日決裁
						印	年 月 日通知

自動車税環境性能割 更正 決定 決議書

整理
番号

車両番号	取得 年月日	登録年月日	車名	年式 型式	車台 番号	区分	種別	用途
	・	・				自・営		
登録区分	取得 原因	定 置 場		納 税 義 務 者	住所 又は所在地			
					氏名 又は名称			
更正、決定額			申告、修正額		差引過不足額		過少申告 不申告 重加算金	納付す べき 合計額
課税 標準額	税率	税額	課税 標準額	税額	課税 標準額	税額		
円		円	円	円	円	円	円	円
調定年月日		指定納期限		処 理 分 区	徴収台帳記載			
・		・						
調査 内容								
更正 決定 の 理由								